

令和3年度

三重県中小企業等外国出願支援事業

公募要領

< 申請受付期間 >

令和3年5月25日(火)から令和3年6月21日(月)まで

公益財団法人三重県産業支援センター

《 目次 》

1 応募資格	1 ~ 5ページ
(1) 対象となる企業等		
(2) 対象となる出願		
2 補助対象経費	6 ~ 7ページ
3 補助率及び補助限度額	7ページ
(1) 補助率		
(2) 補助限度額		
4 事業期間及び事業の流れ	7 ~ 8ページ
(1) 事業期間		
(2) 実績報告書の提出期限		
(3) 事業の流れ		
5 応募手続き	8 ~ 10ページ
(1) 申請受付期間		
(2) 提出先		
(3) 提出書類		
6 審査の概要及び審査基準	10 ~ 11ページ
(1) 審査の概要		
(2) 審査の基準		
7 採択後の補助事業者の事業全般の留意事項	11 ~ 13ページ
(1) 事業全般		
(2) 経理処理		
別紙1	本事業の標準フロー

事業の概要

外国への特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、外国出願に要する費用の一部を補助します。

本件補助事業（以下、「本事業」という。）は、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領（以下、「実施要領」という。）に則り実施します。

1 応募資格

(1) 対象となる企業等

外国出願を予定しており、以下の要件を満たす県内に事業所を有する「中小企業者」（みなし大企業は除く）又は「それらの中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人が含まれるとともに構成員は問いません。

- ① 書類提出について、国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類を自らの責任で提出できること）。
- ② 本事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力すること。
- ③ 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」に該当しないこと（交付申請書の提出により、実施要領別紙「暴力団排除にかかる誓約事項」に同意したものとみなします）。

(2) 対象となる出願

以下の要件を満たす産業財産権に係る外国出願（種別：特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）。

- ① 既に行っている国内出願を基礎として、採択後（交付決定後）かつ令和4年1月末日まで（以下、「事業期間内」という。）に外国特許庁へ国内出願と同一内容で行う出願及び支払が完了したもの。
- ② 外国出願の基礎出願である国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業の名義であること。
- ③ 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。

(注)

- ※ 交付決定前に外国出願した場合は対象となりません。また、交付決定前に発注した費用（例えば翻訳費等）については、補助対象となりませんので、ご注意ください。
- ※ 日本国特許庁に対して行っている出願を基礎として、これと同一内容で行う予定の外国出願が対象であり、いわゆる外国への第1国出願（日本国特許庁への基礎出願がないもの）は原則対象となりません。なお、基礎となる日本国特許庁への出願は、事業期間内である必要はありません。ただし、優先権主張期間内の外国特許庁への外国出願が対象となります（商標登録出願を除く）。
- ※ 国内出願と同一内容であれば、複数国への外国出願が対象となります（各国への出願時期は、例えば12月に米国、1月にドイツと中国等、事業期間内であれば時期が異なっても問題ありません。また、欧州（欧州特許庁又は欧州共同体商標意匠庁）への出願についても対象となります。ただし、欧州特許庁からEPC加盟国への移行手続きは登録査定後となるため、出願後に発生する費用となり対象となりません。

各種別で対象となる出願

< 特許 >

ア) パリルートによる外国出願：

本事業の交付申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願。

イ) PCT 国際出願における各国への国内移行出願：

- 本事業の交付申請前に日本国特許庁に国内出願、受理官庁として日本国特許庁に対し PCT 国際出願ともに完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願。
- 本事業の交付申請前に受理官庁として外国特許庁に対し PCT 国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件。
- 日本国特許庁に基礎出願はないが、申請前に受理官庁として日本国特許庁に対し PCT 国際出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願（いわゆるダイレクト PCT 国際出願）。

< 実用新案 >

ア) パリルートによる外国出願：

本事業の交付申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了して

いる出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う出願（日本国に対する基礎出願は特許又は実用新案いずれの出願でも構いません）。

イ) PCT 国際出願における各国への国内移行出願：

- 本事業の交付申請前に受理官庁として日本国特許庁に対し PCT 国際出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願。
- 本事業の交付申請前に受理官庁として外国特許庁に対し PCT 国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う出願。

< 意匠 >

ア) パリルートによる外国出願：

本事業の交付申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して外国特許庁に直接意匠出願を行う出願。

ウ) ハーグ協定に基づく外国出願：

- 本事業の交付申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張してハーグ出願を行う出願。
- 本事業の交付申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張してハーグ出願を行う出願（この場合、申請時には日本に基礎となる出願がありません。必ず日本を指定締約国に含むことが必要です）。
- 本事業の交付申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出願する出願。

< 商標（冒認対策商標含む） >

ア) パリルートによる外国出願：

本事業の交付申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している出願で、交付決定後、事業期間内に外国特許庁に直接商標出願を行う出願（出願予定国での先行調査等で問題が無い場合は、出願にあたって優先権の主張の有無は問いません）。

エ) マドプロ出願：

- 本事業の交付申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している出願で、交付決定後、事業期間内にマドプロ出願を行う出願。
- マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する出

願。

(注)

- ※ 事後指定とは、国際登録後に、新たに「領域指定」として指定国又は指定商品・役務を追加することです。事後指定した出願については、事後指定の日を新たな出願日とみなすことができるため、補助対象とすることができます。
- ※ 商標については、原則、日本国特許庁に出願している分類と同じ分類で外国出願するものが対象となります。外国出願の際に新たに分類を追加したものは、その追加分は認められません。ただし、ニース協定に加盟していない等で、日本と異なる商標の国際分類を使用している場合は、日本の分類と実質的に同様と認められれば、補助対象として構いません。
- ※ 商標の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している出願も対象となります（基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします）。
- ※ 商標については、①パリルートで優先権主張する場合、④マドプロ出願する場合は、制度上、日本語の商標を基礎として現地語に翻訳した商標を外国出願することができません。

◀ 冒認対策商標とは ▶

本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」と定義付けしています。

通常の商標出願であれば、外国での事業展開計画（なぜその出願国を選んだのか）についても求めるところ、冒認対策商標については、事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意思の確認のみで可とします。

(注)

- ※ 当該対象にかかる出願については、申請書様式が異なりますのでご注意ください。

< 個別事項等 >

- ① 日本国内で既に行っている複数の出願をまとめて1つの出願として外国出願する場合

中小企業の海外展開にかかる事業戦略上、複数の出願をまとめて1つの出願とすることが有益であることも想定されるため、複数の出願をまとめて外

国出願することに妥当性が認められる場合は、補助対象とすることができます。具体的には、同一商標にかかる複数の異分類の商標出願や、発明の単一性を満たしている複数の特許出願等を想定しています。

② 日本国内で行っている出願を分割して、その一部を外国出願する場合

1 出願中に2以上の発明（特許の場合）や指定商品・役務（商標の場合）等が含まれていた場合、その出願の一部を抜き出して分割出願することができます。

③ 日本国内で既に行っている出願を補正して、外国出願する場合

（26年度までは、原則同一案件の外国出願を支援の対象としていたところ）各国への国内移行に際し、国際調査報告書及び見解書で指摘された拒絶の理由等を解消するため（PCT 国際出願の場合）や各国の制度上補正が必要となる場合があることから、基礎出願と実質的に同一であると考えられる場合等は、基礎出願を補正し外国出願した場合も補助対象にできます。この場合、補正にかかる費用（WIPO 及び外国特許庁に対する補正費用、国内・現地代理人費用等）も補助対象として構いません（補正が認められるケースについては、個別にご相談ください）。

④ 共同出願の場合

共同出願については、特許料等の軽減措置と同様に、出願に関する中小企業者の持ち分比率に応じた費用のみが補助対象となります。ただし、実際に中小企業者等が出願時に負担している費用額を超えた額を補助対象経費とすることはできません。

例1) A社（中小企業）とB社（大企業）の共同出願で、それぞれの持ち分比率がA社1/2、B社1/2、出願にかかった費用100万円すべてA社が負担した場合の補助対象経費及び補助交付申請額。

⇒補助対象経費は中小企業の持ち分により、50万円、補助交付申請額は25万円（補助率1/2以内）となります。

例2) A社（中小企業）とB社（大企業）の共同出願で、それぞれの持ち分比率がA社9/10、B社1/10、出願にかかった費用が100万円。ただし、費用負担割合はA社、B社とも1/2（50万円ずつ）の場合の補助対象経費及び補助交付申請額。

⇒補助対象経費は中小企業の持ち分から算出すると90万円となりますが、A社の負担額は（ただし書きの条件より）50万円であり、当該負担額（50万円）を超えた額（90万円－50万円＝40万円）を補助対象経費とすることはできないため、補助対象経費は50万円、補助交付申請額は25万円（補助率1/2以内）となります。

2 補助対象経費

外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等。

(注) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ※ 中小企業が外国に出願する際に要する費用が対象です。PCT 国際出願の場合は国内移行に要する費用、意匠（ハーグ出願）の場合は国際事務局（WIPO）に出願する際に要する費用、商標（マドプロ出願）の場合は国際登録出願のみならず事後指定に要する費用も含まれます。いずれの場合も、日本国特許庁へ納付する手数料は対象外です（PCT 国際出願における国際出願手数料や調査手数料等については、別途、交付金制度及び料金軽減措置があります）。
- ※ 補助対象はあくまで出願時の費用ですので、出願後の中間手続き費用・登録料等は対象外です。ただし、中間手続きであっても、審査請求や補正などを出願と同時に進行する場合は、本事業においては出願費用とみなし、その費用を対象とすることが可能です。
- ※ 外国出願において必要となる書類が各国制度により様々あり得ます（例：公証人証明申請費用、委任状作成費用等）。当該国の制度上、出願に必要なものであれば、補助対象とすることが可能です。その他、その必要性について対外的な説明ができるものであれば対象とすることが可能です（例：中国やカナダにおける PCT 国際出願の国内移行期限延長費、代理人からの再委託に基づく仲介手数料）。
- ※ 対象にできる経費であっても、事業期間内の発注・行為等に基づく費用に限られますので、交付決定日以前に発生した費用は対象とすることはできません。
- ※ 消費税は補助対象外です。補助金額の算定段階において、消費税及び地方消費税（海外付加価値税（VAT）等を含む）を補助対象経費から除外して算定してください。
- ※ 源泉徴収がある場合、源泉徴収前の額を補助対象経費とすることができます。なお、国内代理人が法人格をもつ会社としてではなく、個人事業主として企業に請求する場合、企業は源泉徴収を行い、税務署に納付しなければなりません。国内代理人の請求と支払には、以下の2通りが考えられます。
 - イ) 国内代理人の請求が、法人格をもつ会社からの請求のため、請求された企業が源泉徴収する必要がないため、企業は請求金額を満額で支払いをしているケース（国内代理人は法人として自ら税務署に法人税を納付するケース）
 - ロ) 国内代理人が個人事業主として企業に請求しているため、請求書に源泉徴収税額の記載があり、企業は源泉徴収分を差し引いた金額で国内代理人

に支払いをしているケース（源泉徴収分については、企業が税務署に納付するケース）

3 補助率及び補助限度額

(1) 補助率 1/2以内

(2) 補助限度額

① 種別ごとの上限額：

- 特許 . . . 150万円/1案件
- 実用新案・意匠・商標 . . . 60万円/1案件
- 冒認対策商標 . . . 30万円/1案件

② 1企業に対する限度額： 300万円（複数案件の場合）

(注)

※ 補助金額は、千円単位とし、千円未満は切捨てとなります。

※ 補助金額は、予算の範囲内で補助金を交付します。

※ 基礎出願が同じであれば、基本的に案件件数は「1」とカウントします。

例1) 1つの基礎出願をもとに特許と合せて実用新案を同日に外国出願する場合は、種別が異なるため、特許で「1」、実用新案で「1」とそれぞれカウントし、上限額は特許で150万円、実用新案で60万円となります。

例2) 共同出願の場合、同一案件について共同出願人が複数人でそれぞれ補助金を申請した場合でも、案件数は「1」となるため、1案件あたりの上限額は特許であれば150万円、商標であれば60万円となります。…A社（中小企業）とB社（中小企業）の共同出願で（特許）で、A社、B社とも補助金の申請をしてきた場合。ただし、それぞれの持ち分比率がA社1/2、B社1/2、出願にかかった費用360万円をそれぞれ半額ずつ負担した場合。

⇒通常通り計算すると補助対象経費は、中小企業の持ち分により180万円ずつ、補助交付申請額は90万円となるところ、A社とB社の双方から申請があったため、1案件あたりの上限額が150万円を超えてしまうこととなります。よって、この場合は、上限額150万円を持ち分比率で割り、A社とB社とも75万円ずつの補助交付申請額となります。

4 事業期間及び事業の流れ

(1) 事業期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、交付決定日から令和4年1月末日までで

あり、当該期間内に外国出願を完了する必要があります。

(2) 実績報告書の提出期限

実績報告書の提出期限は、事業完了日（弁理士事務所等に支払が完了した日）から計算して30日以内、又は令和4年2月10日（木）までのいずれか早い日となります。

(3) 事業の流れ

『別紙1 本事業の標準フロー図』を参照願います。

5 応募手続き

(1) 申請受付期間

令和3年5月25日（火）から6月21日（月）17：00必着

(2) 交付申請書類及び添付書類の提出先（問い合わせ先）

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

経営支援課 経営支援班

TEL：059-253-4355 担当：和田・小林

※ 提出は、郵送又は持参とし、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けられません。

※ 最終日17時以降は受付に応じられませんので、ご注意ください。

※ 経済産業省が運営する補助金申請システム「jGrants（J グランツ）」を併用した申請も可能になります。詳しくはお問い合わせください。

補助金申請システム「jGrants（J グランツ）」の併用について

- ・ 「jGrants（J グランツ）」は経済産業省が運営する補助金の電子申請システムで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。
- ・ 機密保持の内容を含む書類は郵送のみの受付となるため、本補助金では郵送と併用する必要があります。（“jGrants と郵送の併用” と “郵送のみ” の選択）
- ・ 使用には認証システム「G ビズ ID」を取得する必要があります。G ビズ ID の取得には、2～3 週間程度の審査期間が必要となりますので、公募開始前からの G ビズ ID の取得をお願いします。

【jGrants ホームページ（経済産業省サイト）】

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

(3) 提出書類

取得場所及び提出書類	提出部数
<p>○当センター・ホームページ (https://www.miesc.or.jp/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 間接補助金交付申請書 様式第 1-1 (特許、実用新案、意匠及び商標 (冒認対策商標以外) の申請用) 様式第 1-2 (冒認対策商標申請用) ■ 様式第 1-1、1-2 の別紙 (国内弁理士等選任代理人の協力承諾書) ※選任代理人に依頼しない場合は不要 ■ 提出書類チェック表 (交付申請用) ※提出時に、必ず本表でチェックを行い、同封を忘れずをお願いします。 <p>○法務局</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 登記簿謄本等の写し (最新のもの) <p>○以下、交付申請者 ※一部はホームページより取得可能</p> <ol style="list-style-type: none"> 2) 会社の事業概要 (注 1) 3) 役員等名簿 (注 2) ※ホームページより、様式第 1-1、1-2 の別添 4) 直近 2 期分の決算書 (貸借対照表及び損益計算書) の写し 5) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願書類の写し 6) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し (注 3) 7) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画 ※ホームページより、実施要領様式第 6 (実績報告書) の「2. 間接補助事業の収支決算(1)収入」の表を参考にしてください。なお、書式は任意です。 8) 先行技術調査等の結果 (注 4) 9) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し <p>(注 1) 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。</p>	<p>左記提出書類共通：</p> <p>正 1部 副 5部</p> <p>※正は、交付申請書及び協力承諾書について、押印のある原本を添付。副は、原本の写し。</p> <p>※正及び副とも、ホッチキスで綴じないでください。クリップでとめてください。</p> <p>※会社の事業概要：パンフレットの場合は、すべて原本を添付してください。</p>

<p>なお、地域未来牽引企業は、選定証の写しを添付してください。</p> <p>(注2) 「役員等名簿」については、法人である場合は役員（謄本に記載はすべて、監査役も含む）、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。</p> <p>(注3) 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合には、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「8. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。</p> <p>(注4) 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類（特許・実用新案・意匠・商標）、調査対象範囲（外国・国内、公開・公告（登録）等、国際分類等、調査期間）、調査実施者等も記載すること。 なお、J-P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT 国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。</p>	
---	--

6 審査の概要及び審査基準

(1) 審査の概要

- ① 提出書類について、書面審査を行います。なお、事前にヒアリング（訪問又は電話）を行う場合があります。
- ② 採択案件の決定後、交付申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を交付申請者の担当者・連絡先に文書にて通知します。※提出書類は、採択の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
- ③ 採択となった場合には、原則として、企業名、所在地、権利種別をホームページ

ジ等で公表します。

(2) 審査の観点

審査基準
<p>① 権利取得可能性について 申請書における先行技術調査等の結果によって、外国での権利取得の可能性について判断します。※本件公募要領、提出書類（注4）参照のこと（9～10ページ）</p>
<p>② 事業性について 当該出願による権利を活用して出願予定国で事業展開を行う、輸出する、模倣品等権利侵害品への対策を講じる等、計画の妥当性（出願の目的及び出願国の選定理由）・実現性（出願国の市場動向の情報収集分析）及び成果を判断します。なお、冒認対策商標の場合には、事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が重要であることから、冒認出願の意思（冒認対策の必要性：出願目的及び出願国の選定理由）の確認のみ行います。</p>
<p>③ 財務性について 直近2期分の決算書の写し及び資金計画によって、申請者が外国出願を行うのに必要な資金能力、資金計画を有するか確認します。</p>
<p>④ 地域貢献性について 収益増大を通じた雇用創出効果等の地域貢献が期待できるか判断します。 ※交付申請書の事業展開計画の項目欄に、出願する技術、創作等を活かした製品等の現状（国内で既に実施済みの場合）及び将来の収益目標についても記入してください。 ※地域未来牽引企業については、地域貢献性について加点措置を講じます。</p>
<p>上記に則り、原則として評価の高いものから順に予算の範囲内において交付先を決定します。決定に当たっては、必要に応じて金額や事業内容に修正を加えるなどの条件を付す場合があります。</p>

7 採択後の補助事業者の事業実施の留意事項

(1) 事業全般

- ① 交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止する場合には、事前に承認を得なければなりません。
- ② 実績報告時に国内弁理士等の協力が得られなかった場合（必要な書類の提出ができなかった場合）は、補助事業者に対し補助金の支払いができませんのでご注意ください（交付決定の取消し事由に該当します）。なお、国内弁理士等に出願を依頼せず、直接現地代理人に出願を依頼した場合においても同様です。
- ③ 補助金の支払いについては、本事業完了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。原則として、当該確定に当たり、補助対象の証拠書類の確認ができない場合については、当該補助対象経費は対象外となります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた者の事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ④ 本事業の効果の把握のため、実施要領様式第9による査定結果報告書については、出願国すべてで査定結果が出た場合、速やかに提出してください。また、本事業のフォローアップ調査を実施する場合は必ず協力をお願いします。
- ⑤ 補助事業者は、善良なる管理者の注意をもって事業を行わなければなりません。補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：外国出願の取り下げ、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ⑥ 補助事業者は、証拠書類を含む関係書類について事業完了日の日の属する会計年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

(2) 経理処理

- ① 本事業を行うにあたり経費区分（外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用）ごとの管理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- ② 支払は銀行振込を原則とし、支払の事実を証明できるもの（国内代理人から現地代理人への支払の場合は「送金計算書・送金実行通知書」、補助事業者から国内代理人への支払の場合は「銀行振込受領書等」）を保管・整理してください。クレジットカード、小切手、手形で支払う場合は補助対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 消費税は補助対象外です。補助金額の算定段階において、消費税及び地方消費税（海外付加価値税（VAT）等を含む）を補助対象経費から除外して算定してく

ださい。補助事業において支払う補助対象経費に消費税（海外付加価値税を含む）が含まれているか不明のまま補助対象として計上する場合、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるので、消費税の確定申告仕入控除税額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る仕入控除税額を報告のうえ返還しなければなりません。

- ④ 補助対象経費の外貨の支払の円換算の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、原則切捨てにより補助対象金額として計上してください。

附則 本件公募要領は、令和3年5月20日から施行する。

別紙1 (中小企業等外国出願支援事業) 本事業の標準フロー

時期	当センター	中小企業者 (申請者)	国内代理人	現地代理人	外国特許庁
募集期間: 令和3年5月25日(火) ~ 令和3年6月21日(月)					
	① 国内代理人との協力関係構築:申請者 ⇄ 国内代理人(現地代理人) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内弁理士等選任代理人の協力承諾書(国内代理人) ➢ 権利取得の可能性調査(国内及び現地代理人) ➢ 補助対象経費の見積入手(国内及び現地代理人) ※ その他不明点は当センターまでご相談ください 				
	↓				
	② 申請:申請者 ⇒ 当センター 外国出願交付申請書(様式第1-1,2)の作成提出				
	↓				
令和3年7月中旬頃	③ 採択・交付決定:当センター ⇒ 申請者 審査 ~ 結果通知				
	↓				
事業期間: 交付決定日 ~ 令和4年1月31日(月)	④~⑥ 事業実施・出願経費支払:申請者 ⇄ 国内代理人 ⇄ 現地代理人 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 交付決定日から事業期間の最終日までに外国出願及び外国出願経費の支払を完了 (出願国、出願方法、請求項について計画変更の場合、変更申請が必要) ➢ 外国出願完了(現地代理人、外国特許庁へ出願及び出願手数料支払) ➢ ④国内代理人、現地代理人からの請求書に基づき出願経費支払 ➢ ⑤⑥中小企業事業者、国内代理人からの請求書に基づき出願経費支払 				
	↓				
実績報告書提出期限: 外国出願完了日から 30日以内又は 令和4年2月10日(木) のいずれか早い日 ~ 令和4年3月31日(木)	⑦~⑩ 実績報告書の作成提出・補助金請求:申請者 ⇄ 当センター <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国特許庁へ出願した証拠書類、出願経費の証拠書類を揃える ➢ ⑦実績報告書(様式第6)を、当センターへ提出する ※ 出願国別で外国特許庁・現地代理人・国内代理人別に補助対象経費を円換算で記載する必要がありますので、記入の仕方が分からないときはご相談ください。 ⑧ 当センター ⇒ 申請者: 補助金の額の確定 ⑨ 申請者 ⇒ センター: 精算払請求書(様式第7)の提出(補助金請求) ⑩ 当センター ⇒ 申請者: 補助金の支払 				

※弁理士事務所等に支払いが完了した日が完了日になります。